

種畜検査の受検について R2.9

他者の飼養する雌家畜への種付けに用いる牛、馬、豚の雄については、愛玩用を目的として飼養する場合であっても、予め種畜検査を受検し、種畜証明書の交付を受けましょう。

(家畜改良増殖法第4条第1項)

★ 自己飼養の雌畜への
種付けは問題ありません★



! (参考)

他都道府県において、種畜証明書の交付を受けていない愛玩用の雄馬を種付けの用に供し、他人の飼養する雌馬に交配を行う事案が確認されました。

(法第4条第1項に違反)